

那須烏山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程

令和8年1月15日
那須烏山市規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が所有する那須烏山市イメージキャラクター「ここなす姫」「からすまる」「やまどん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し(以下「貸出し」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(借用申請)

第2条 着ぐるみを借用しようとする者は、イメージキャラクター着ぐるみ借用申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その貸出しの承認を受けなければならない。

- (1) 企画書その他の行事の概要及び着ぐるみの使用目的が分かる資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 貸出しに係る料金は、無料とする。

(貸出承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請(以下「借用申請」という。)があったときは、その内容を審査し、貸出しを承認することが適当と認めるときはイメージキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(別記様式第2号)により、貸出しを承認することが適当でないとき、当該借用申請のあった者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

- (1) 市の品格又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (4) 着ぐるみを欠損し、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの使用目的が、市のイメージアップ又は地域の賑わい創出と無関係であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用が適当でないとき市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の規定により貸出しを承認するときは、着ぐるみの適正な使用のために必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第4条 前条第1項の規定による貸出しの承認(以下「貸出承認」という。)を受けた者(以下「借用者」という。)は、着ぐるみを使用するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 借用申請に係る使用目的にのみ使用すること。
- (2) 貸出承認の期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを汚損し、又は破損したときは、借用者の責任及び負担により補修又はクリー

ニングを行い、原状に回復すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、貸出承認の際に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第5条 市長は、前条各号に掲げる事項に違反したとき、又は借用申請に虚偽若しくは不正があったときは、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消したときは、イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（別記様式第4号）により当該借用者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸出承認を取り消された者は、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

(損害等の責任)

第6条 借用者は、着ぐるみの使用に関し、苦情、第三者への損害等が生じたときは、その責任において必要な措置を講じるものとする。

2 借用者は、着ぐるみの使用に関し、故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

3 市は、前条の規定による貸出承認の取消しに起因して借用者に生じた損害等については、一切の責任を負わない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

イメージキャラクター着ぐるみ借用申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所
会社名（団体名）
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

那須烏山市イメージキャラクターの着ぐるみを借用したいので、那須烏山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程第2条の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同規程第4条に掲げる遵守事項を遵守します。

1	使 用 目 的 (行事等の名称)	
2	借 受 日 時 返 却 日 時	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
3	使 用 場 所 (施設名等)	
4	使用を希望する キャラクター	<input type="checkbox"/> ここなす姫 <input type="checkbox"/> からすまる <input type="checkbox"/> やまどん
5	備 考	

添付書類

- (1) 行事企画書等（行事概要及び会場レイアウトが確認できるもの）
- (2) 前号に掲げるもののほか、参考となる資料

別記様式第2号（第3条関係）

イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書

那烏指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで借用申請のあった那須烏山市イメージキャラクターの着ぐるみについては、貸出しを承認したので、那須烏山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1	使用目的 (行事等の名称)	
2	貸出日時 返却日時	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
3	使用場所 (施設名等)	
4	使用を希望する キャラクター	<input type="checkbox"/> ここなす姫 <input type="checkbox"/> からすまる <input type="checkbox"/> やまどん
5	貸出承認の条件	

※着ぐるみの借受けに来庁される際は、本通知を持参の上、御提示ください。

使用上の遵守事項

- (1) 借用申請に係る使用目的にのみ使用すること。
- (2) 貸出しの期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを汚損又は破損したときは、借用者の責任及び負担により補修又はクリーニングを行い、原状に回復すること。
- (6) その他上記の条件に従って使用すること。

別記様式第3号（第3条関係）

イメージキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

那烏指令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで借用申請のあった那須烏山市イメージキャラクターの着ぐるみについては、貸出しを承認できないので、那須烏山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

承認しない理由	
---------	--

別記様式第4号（第5条関係）

イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書

那烏達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付け那烏指令 第 号で承認した那須烏山市イメージキャラクターの着ぐるみの貸出しについて、貸出承認を取り消したので、那須烏山市イメージキャラクター着ぐるみ貸出規程第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

取消しの理由	
--------	--